

住宅	区分	資格要件																		
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃(共益費を除く。)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。)を月額に換算した額の20%以上であること。																		
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。																		
	ひとり親世帯(父子・母子世帯)	申込者が配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者、パートナーを含む。)のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。																		
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者、パートナーを含む。) イ おおむね60歳以上の方(申込期間に57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童																		
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者																		
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。																		
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																		
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準未満であること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">入居資格基準表</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>30㎡</td> <td>5人</td> <td>57㎡</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>40㎡</td> <td>6人</td> <td>66.5㎡</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>50㎡</td> <td>7人</td> <td>76㎡</td> </tr> </tbody> </table>	入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。	2人	30㎡	5人	57㎡	3人	40㎡	6人	66.5㎡	4人	50㎡	7人	76㎡
	入居資格基準表	居住人数		住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。													
2人		30㎡		5人	57㎡															
3人		40㎡		6人	66.5㎡															
4人		50㎡	7人	76㎡																
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。																			
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです(5ページの備考欄でお確かめください)。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。																		

※木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。